

誓 約 書

六麓荘町町内会会長 殿

私儀この度六麓荘町内に土地を取得し住宅を建てることになりましたので、下記の件を誓約いたします。

1. 六麓荘町は高級住宅地をつくる目的をもって、昭和の初期に国有林の払い下げを受け開発された場所でありますので、住宅環境を保全するために町内会の規定および会則などを遵守いたします。
2. 町内の主要な道路は六麓荘町町内会（六麓荘土地有限会社信託委任）の所有の私道であります。下水道、電気、電話並びにガス等の引き込み工事に対する道路の掘削等について工事終了後は道路を完全に元通り補修、塗装いたします。
3. 町内会は住宅環境を保全し、所有する道路、建物並びに同敷地の管理に必要な費用をはじめその他町内会会則の定める目的や、事業遂行に必要な負担をしていますので、町内会に入会するに際して入会賛助金及び会費ならびに積立金を納入いたします。
4. 下記の事項を確約いたします。
 - ① 自ら並びに同居者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させていないこと、その他反社会的勢力の維持若しくは運営に協力または関与していないこと。
 - ③ 以下の行為をしないこと。
 - ア 町会員に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて町会員の住居や生活の平穩を妨害し、または信用を毀損する行為。
 - ④ 自らまたは第三者をして、住居地に反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

令和 年 月 日

（住 所）

（氏 名）

⑥

六麓荘町町内会入会申込書

六麓荘町町内会会長 殿

私儀この度六麓荘町内に居住することになりました。

つきましては、貴町内会に入会し町内会規約に従って、近隣の人々との親睦をはかり、自然の美に囲まれた良好な環境保全に協力し、誓約書記載の項目を遵守します。

ここに誓約書を添えて申し込めます。

一、尚、入会賛助金 金五十万円は、 月 日 三井住友銀行 灘支店宛 振込みましたことを申し添えます。

令和 年 月 日

(住 所)

(電 話)

(氏 名)

⑩

六麓荘町内会入会賛助金及び会費など

誓約書に基づく入会賛助金及び会費は下記の通りとする。

(入会賛助金)

1. 入会賛助金は50万円也とする。
2. 法人、個人を問わず当町内会に居住しようとし、町内会会員として認証を得たものは全て上記の入会賛助金を納入しなければならない。
3. 入会賛助金は町内会加入時、即ち建築工事着手前に、また既に建築されている住宅に転入する場合は、転入後直ちに納付しなければならない。
4. 振込先銀行

三井住友銀行 灘支店 (店番 302)

(普) 4378223 ロクロクソリチヨウチヨウナイカイ 六麓荘町 町内会

(会費)

1. 会費は、入居後一ヶ月当たり1, 0 0 0円也とする。
 2. 年度途中の入退会者についても月割り負担をするものとする。
 3. 法人、個人を問わず当町内会に居住しようとし、町内会会員として認証を得たものは上記会費を負担しなければならない。
(積立金：平成26年度定期総会ならびに27年度2月理事会で決議)
1. 平成28年度より、建町百周年記念行事ならびに町内会館兼駐在所建物の大規模改修を目標にした積立金を設ける。
その月額費は、入居後一か月当たり500円也とする。

町内会入会賛助金及び月例会費などについて

入会賛助金はかつて寄付金的な意味合いもあり、宅地の広さなどにより徴収しておりましたが、近年一戸あたり50万円に定められ、**月例会費**は1千円です。これらは後述する町内会のもろもろの費用に当てられ、余剰金は災害や法廷闘争など不時の出費のために貯蓄に回されています。

六麓荘町には当初より強力な町内会があり活発に活動してまいりました。行政にまかせきりでなく、「自分たちの町は自分たちで」の姿勢が強く、時には行政に対し強力に働きかけたり、時には行政と争ったりもしました。後背地の剣谷を巡る問題や、町内を走る道路の所有とその管理権を巡って長年にわたって争った市との法廷闘争などがその事例の一つです。これらの活動を支え可能にしているのが皆さんからの入会賛助金や会費であります。

町内会は六麓荘土地有限会社を実質的に支配しており、この会社に町内の大半の道路（約一万坪）や町内会館（六麓荘倶楽部、駐在所、巡査居宅）を所有させています。かつては街路灯をはじめ道路の維持管理費など全てを町内会で負担していましたが、前述の裁判の示教で維持管理権を市に引き渡すことにより道路関係の費用負担はなくなりました。

一方で、昭和43年に竣工した町内会館も遠からず大規模修繕あるいは建替えが必要になります。六麓荘町の長期計画を考えた時、入会賛助金の蓄積だけでは不足する為、平成28年度から百周年記念行事も含めた**積立金**（月額500円）制度を設けることになりました。

現在の主要な費用項目は以下の通りであります。どうか趣旨をご理解、ご協力くださるようお願い申し上げます。

記

職員給与、事務機器、通信、光熱、消耗品、会議、文化福祉、保険、義捐金、寄付金、掲示板、会館・駐在所の保守修繕、大規模修繕、防犯設備、歴史文化財保存（石造十橋）、弁護士、コンサル費、記念行事 等々

以上

入会賛助金の主旨について

六麓荘は昭和3年に設立された「株式会社六麓荘」によって昭和7年ごろにかけて開発された住宅地です。芦屋市の市制施行時などに六麓荘と周辺地域がまとめられて六麓荘町となりましたが、旧六麓荘部分の主要道路と、町内会事務局を置いている会館「六麓荘倶楽部」ならびに六麓荘駐在所の土地建物とは、いずれも六麓荘町町内会が実質的に所有しております。形式的には、町内会で「六麓荘土地有限会社」を設立してこれらの不動産資産を保有し管理しています。

この「六麓荘土地有限会社」は道路など「株式会社六麓荘」の残存資産を引き継いで戦後に設立された「六麓荘土地株式会社」を平成5年9月に改組したもので、町内会会員が共有する会社として町内会理事より社員を選出している会社であります。

町内を走る道路の所有と管理権に関しては芦屋市と数年にわたる係争の末、平成5年1月に和解し、所有権は「六麓荘土地有限会社」に、維持管理権は芦屋市に移管することで結審しました。従って道路は私有道路であり、前述の建物ならびに建物敷地は土地会社の所有資産で、維持管理は町内会に無償で信託委任しています。

駐在所は昭和初期の開発当初より建物を警察に無償貸与し、巡査の常駐を請願し今日に至っています。各家庭でもセキュリティの管理をしておられますが、六麓荘町の中心部に駐在所があり、夜間も含めて巡査が随時町内を巡回してくれるということは町内での生活に安心と安全という目に見えない効果をもたらしています。

また、同建物の二階の町内会会館「六麓荘倶楽部」では町内会事務局の日常業務、理事会、総会、その他会合と会員相互の懇親の場として多く利用していただいています。

この土地建物ならびに道路の固定資産税等の諸税は公共的施設として税の減免措置を受けていますが、修理など日常の維持管理費用や不動産資産としての管理費は基本的に皆様からの入会賛助金で賄っています。（入会賛助金は日常の事務所経費と分けて別途定期預金に預けております）

先般の阪神淡路大震災では建物に大きな被害を受け、復興修理に約900万円程掛かりましたが、貯蓄されていた入会賛助金で修理することが出来ました。しかしながら、昭和43年に竣工したこの建物も遠からず大規模修繕あるいは建替えも必要となると思われます。長期修繕計画を考えた時、入会賛助金の蓄積だけでは不足するということが判ったため、六麓荘町百周年記念行事を含めた積立金制度を設けることになりました。

新たに転入してこられる方には、どうか入会賛助金を徴収いたします主旨をご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、事務作業の人件費、光熱費等の諸経費は全て町内会会費で賄っています。